

利用者の給付についてのQ&A

問1 高額介護予防相当サービス費について

- (答) 同一世帯内に介護給付サービスを利用する人がいる場合で、世帯全体の利用者負担額が世帯の上限額を超えた時、上限額を超えた金額が高額介護予防相当サービス費として支給されます。なお、対象となる利用者には、介護保険課から勧奨通知が送付されます。また、一度申請書を提出すると、翌月以降対象となった場合には、申請のあった口座に自動で振り込まれます。

問2 利用者負担額の軽減制度について

- (答) 総合事業相当サービスを利用している場合、社会福祉法人等による利用者負担額の軽減、利用者負担援護金、特別地域加算に係る訪問介護利用者負担額の軽減等の制度の対象となります。対象者の要件及び申請については、介護保険課給付担当へお問い合わせください。

問3 給付制限について

- (答) 介護保険料滞納に伴う給付制限は、事業対象者が総合事業のサービスを利用する場合は適用されません。ただし、要支援認定者の保険証には給付制限の記載がされます。その場合、予防給付のサービスには給付制限が適用されますが、総合事業のサービスについては給付制限が適用されません。